

金融

ライフプランとマネープラン

家計と金融資産管理法

お金に苦勞する家計と苦勞しない家計

実行していますか？ライフプランとマネープラン

ここ十数年、ライフプランやマネープランという言葉が定着してきました。しかし、現実的にはそれを実行している家庭はまだ少ないのが現状です。先般、公的金融機関が実施した住宅ローンセミナーには定員をオーバーするほどの人たちが集まり、熱心にメモをとったり、聞き耳を立てていました。そのセミナーでもライフプランやマネープラン、あるいはライフイベントの説明がありました。それだけライフプラン、マネープランは重要だということです。今回の金融特集ではなぜ大事なのかを特集しました。

ライフプラン、ライフイベントによって変わるマネープラン

お金に苦勞しない家計は、お金をいっぱい稼ぐ家計でしょうか。お金を稼ぐことも大事ですが、それよりもお金を管理できることのほうがずっと大事です。お金に苦勞する家計は、今の家計しか考えていない家計が多いのです。例えば、家を買うとき、家賃と毎月の貯金を考えて住宅ローンはいくらまで払えるかを決めます。一方で、お金に苦勞しない家計は、子どもが大学に行く時期には、「これだけお金がかかるだろうから、無理をせず住宅ローンはこのくらいにしておこう」と考える傾向があります。

昔のように収入が右肩上がりに増えない時代なので、10年後、20年後といった将来を睨んで家計を運営することが重要です。これが世に言う「ライフプラン」です。会社で言えば「長期経営計画」のようなものです。家計も小さな会社と同じですが、ライフプランを立てている人はまだまだ少ないのが現状です。ですから家計の経営がうまくいかないのは当たり前なのかもしれません。

ライフプランを立てるには「いつ」「何のために」「いくら」必要なのか把握していきます。子どもの教育であれば、公立か私立かによって学費が大きく変わります。車の買い換えに関しても、いくらくらい車を何年ごとに買い換えるか計画しましょう。このようなことを「ライフイベント」と呼びます。ライフイベントを年表にしてまとめると、分かりやすくなります。また、ライフプランは今後の家族の方向性を決める大事なものですから、夫婦や家族で協力して立てた方がいいのです。

家計の危機は消費よりも突然お金がかかることが原因となりやすいのです。ライフイベントを予測していれば、事前に対策を立てることができそうです。必要なお金は先にとっておく

必要なお金は先にとっておく

原因となりやすいのです。ライフイベントを予測していれば、事前に対策を立てることができそうです。

お金の貯まらない多くの家計では、口座に給料が振り込まれ、生活費を使い、お金が余れば貯金という管理をしています。これではなかなか貯金できません。大きな買い物でローンを組み、ローンの返済でさらに貯金ができなくなる。家計が悪循環に陥りやすくなります。



お金の貯まる家計を見てみると、貯金を先取りしている家計が多いことに気が付きます。ただ、貯金のペースはライフプランから、いつまでに、どの程度貯めなくてはならないのか、把握して決めたいところです。1年間に100万円貯めたから大丈夫とはいえません。1年間に200万円貯金しないとライフプランを実現できないかもしれません。さらに固定費を引いて、残ったのがやりくり費です。この予算の範囲内で生活できなければ、ライフプランは実現できません。ただし、やりくり費の金額が少なくなると、生活に困ってしまいます。

こうした費用はすべて「やりくり費」。やりくり費は手取り早く節約できますが、生活レベルの低下を実感しやすいお金の流れです。しかも、節約は毎日続けなければならぬので単純につらく、長続きしにくいものです。やりくり費の節約の前にやるべきことは、家計の固定費を徹底的に見直すことです。では家計の固定費とは何でしょうか。家計の固定費とは、家賃や住宅ローン、水道光熱費、通信費、保険料といった金融機関の口座から定期的に引き落とされているものと考えられると分かりやすいでしょう。

十分に比較検討を

固定費を削減するには、ムダなものは解約・売却、必要なものであれば比較検討して安く購入します。ところが、食品や日用品などを買うときにはチラシなどを比べてお買い得品を探す人でも、住宅、車や生命保険のように金額が大きなものは比較検討しない傾向があります。こうした金額の大きいものは面倒ですが、しっかりと比較検討し、1割でも安くできれば、数十万円、数百万円という効果が期待できます。

固定費をまず削減

家計が苦しくなると真っ先にターゲットになりやすいのが、食費、衣服費、そして例えばお父さんの小遣い。せっかくなので家族のために一生懸命働いても、お父さんの評価は下がるばかり。これではやる気もなくなってしまう。

- × 収入ー固定費ーやりくり費＝貯金
- 収入ー貯金ー固定費＝やりくり費

理解しましょう。「新貸金業法」。

改正貸金業法Q&A

今年の6月18日から、改正貸金業法が施行されました。今夏の金融特集のときに解説しましたが、反響も大きかったため、今回はQ&A方式で解説します。

貸金業法とは

貸金業法は、消費者金融などの貸金業者の業務について定めている法律です。6月18日に施行された新貸金業法は、多重債務問題を解決し、利用者が安心して借りることができるよう貸金市場をつくるため、従来の法律が抜本的に改正されました。

新しい貸金業法のポイント

- ① 総量規制：借り過ぎ・貸し過ぎの防止
- ・借入残高が年収の3分の1を超える場合、新規の借入れができなくなります。
- ・借入れの際に、基本的に「年収を証明する書類」が必要となります。
- ② 上限金利の引下げ
- ・法律上の上限金利が、29.2%から、借入金額に応じて15%、20%に引き下げられました。

Q 「貸金業者」とはどのような業者ですか？

A お金を貸す業務を行っており、財務局または都道府県に登録している業者のことを「貸金業者」といいます。消費者金融、クレジットカード会社などが貸金業者です。銀行や信用金庫、信用組合、労働金庫などはさまざまな融資を行っていますが、これらは貸金業者ではありません。

Q 総量規制の対象となるのは、全てのキャッシングやローンですか？

A クレジットカードを使用した借入れ（キャッシング）については、総量規制の対象となります。クレジットカードでの商品購入は規制の対象外です。

Q 貸金業者からの借入残高が年収の3分の1を超えている場合、超えている額をすぐに返済しなければならぬのですか？

A 年収の3分の1を超える借入れがある場合でも、貸金業者からの新規の借入れができなくなるだけです。返済はこれまで通りです。

Q 専業主婦・主夫が借入れをする場合には、どのような書類が必要ですか？

A 配偶者の同意を得て、借入れをすることができるとありますが、その際には、配偶者の年収を証明する書類、借入れについての配偶者の同意書などが必要となります。

Q 住宅ローンや車のローンの借入れがあり、借入残高が年収の3分の1を超えている場合、これ以上借りられなくなるのでしょうか？

A これらのローンは総量規制の対象外となっています。

